

重 要 事 項 説 明 書

(訪問リハビリテーション用)

(介護予防訪問リハビリテーション用)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問リハビリテーションサービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「横浜市指定居宅サービス事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（平成 24 年横浜市条例第 71 号）」に定める第 6 条の規定に基づき、指定訪問リハビリテーションサービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問リハビリテーションサービスを提供する事業者について

事 業 者 名 称	医療法人社団三喜会
代 表 者 氏 名	鈴木 龍太
本 社 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	神奈川県秦野市鶴巻北 1 丁目 16 番 1 号 電話 0463-78-1311・ファックス番号 0463-78-5955
法人設立年月日	昭和 55 年 12 月 13 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事 業 所 名 称	介護老人保健施設ライフプラザ新緑
介 護 保 険 指 定 事 業 所 番 号	1453380029
事 業 所 所 在 地	神奈川県横浜市緑区長津田町 5708 番地
併 設 サ ー ビ ス な ど	短期入所療養介護、訪問予防リハビリテーション、通所リハビリテーション、通所予防リハビリテーション、入所リハビリテーション
連 絡 先 相 談 担 当 者 名	電話 045-924-2200・ファックス番号 045-924-2258 リハビリテーション部 林 研二郎
事業所の通常の 事業の実施地域	横浜市緑区、旭区、青葉区、詳細は 別紙地図 参照とする

(2) 事業の目的及び運営の方針

事 業 の 目 的	要介護又は要支援状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション(以下「指定訪問リハビリテーション等」という。)を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービスを提供すること。
-----------	---

運 営 の 方 針	利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を行う。
-----------	---

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月～土曜日
営 業 時 間	9：00～17：30

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月～土曜日
サービス提供時間	9：00～17：30

(5) 事業所の職員体制

管理者	医師 高石 愈 （常勤、専任） 医師 岡本 侑也 （非常勤、専任）
療法士	理学療法士 1 名 作業療法士 2 名 （すべて常勤、専任）

職 務 内 容	人 員
1 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 2 医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員の他の職種の者が多職種協同により、リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握とそれに基づく評価を行って指定訪問リハビリテーション計画を作成します。計画作成に当たっては、利用者、家族に説明し、利用者の同意を得ます。作成した計画は、利用者に交付します。 3 訪問リハビリテーション計画に基づき、指定訪問リハビリテーションのサービスを提供します。 4 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。 5 それぞれの利用者について、指定訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
指定訪問 リハビリテーション	要介護又は要支援状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し必要に応じて見直しし、理学療法士等がケアマネジャーを通じて他居宅サービスの従業員へ日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達します。 事業所の医師が理学療法士等に対しリハビリの目的に加えて (a) 開始前または実施中の留意事項 (b) やむを得ず中止する際の基準 (c) リハビリテーションにおける利用者の負荷等のうちいずれか1以上の指示を行います。 指示を行った医師または指示を受けた理学療法士等が、指示の内容が(a)(b)(c)に掲げる基準に適合するものと分かるように記録します。

(2) 訪問リハビリテーションの禁止行為

指定訪問リハビリテーション事業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

区分	基本報酬 (1回 60分)	利用料	利用者負担額
理学療法士、 作業療法士、 言語聴覚士 (以下理学療法士等という)による訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーション	1回	1回
		10,053 円(1割負担)	1,005 円(1割負担)
		20,106 円(2割負担)	2,010 円(2割負担)
		30,159 円(3割負担)	3,015 円(3割負担)
	介護予防訪問 リハビリテーション	1回	1回
		9,726 円(1割負担)	972 円(1割負担)
		19,453 円(2割負担)	1,945 円(2割負担)
		29,180 円(3割負担)	2,918 円(3割負担)

加 算		利用料	利用者 負担額	算定回数等
短期集中リ ハビリテー ション実施 加算	退院（退所）日又は新 たに要介護認定を受け た日から3月以内)	2,176 円(1 割負担) 4,352 円(2 割負担) 6,528 円(3 割負担)	217 円(1 割負担) 435 円(2 割負担) 652 円(3 割負担)	1 日につき
サービス提供体制強化加算		65 円(1 割負担) 130 円(2 割負担) 195 円(3 割負担)	6 円(1 割負担) 13 円(2 割負担) 19 円(3 割負担)	1 回につき
リハビリテーションマネジメント加 算(A)イ		1,958 円(1 割負担) 3,916 円(2 割負担) 5,875 円(3 割負担)	195 円(1 割負担) 391 円(2 割負担) 587 円(3 割負担)	1 月につき 1 回

※ 地域区分別の単価(2 級地 : ×10.88 円)を含んでいます。

※ 短期集中リハビリテーション加算は利用者に対して、集中的に訪問リハビリテーションを行うことが身体等の機能回復に効果的であると認められる場合に加算します。

退院（退所）日から起算して3か月以内の期間に行うときは、1週間につき概ね2回以上、1回あたり20分以上の個別リハビリテーションを行います。

※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し、訪問リハビリテーションを行った場合に算定します。

※ リハビリテーションマネジメント加算(A)イは、以下(1)から(6)に適合した場合に算定します。

- (1) リハビリテーション会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を共有し会議の内容を記録すること。
- (2) 訪問リハビリテーション計画の作成に関与した理学療法士等が利用者又は家族に説明し、利用者の同意を得るとともに、説明の内容等を医師へ報告すること。
- (3) 三月に一回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、訪問リハビリテーション計画を見直していること。
- (4) 理学療法士等がケアマネジャーへ、利用者の有する能力、自立に必要な支援及び日常生活上の留意点に関する情報提供をする。
- (5) 理学療法士等が、他居宅サービスの従業員と利用者宅を訪問し、従業員または利用者の家族へ介護の工夫や日常生活上の留意点に関する助言を行う。
- (6) (1) から (5) までに適合することを確認し、記録すること。

※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問リハビリテーション費は算定せず、別途医療保険による提供となります。

※ 指定訪問リハビリテーション等を実施するにあたり、指示書及びリハビリテーション計画を作成するために3か月に1回、当事業所の医師が診療を行います。

- ※ 利用料について、(事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

4 その他の費用について

① 交通費	指定訪問リハビリテーション等実施地域内は無料です。実施地域外は実施地域を超えた地点から1キロメートルにつき往復100円を請求いたします。
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセル料は請求いたしません。

(注) 当該事業所の運営規程において、定められている必要があります。

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合)、その他の費用の 請求方法等	ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日頃に、前月分の請求書を郵送させていただきます。
② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合)、その他の費用の 支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の20日に原則自動振替サービス、その他ご事情がある場合は銀行振込にてお支払い下さい。 イ お支払いを確認でき次第、領収書を郵送いたしますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

- ※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から3ヵ月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の診療に基づき、利用者又は家族に説明し、同意を得た上で、訪問リハビリテーション計画を作成します。作成した計画は利用者に交

付します。計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。

- (4) サービス提供を行う職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供は利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

8 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9 緊急時の対応について

訪問時に不在もしくは応答がない場合は、「緊急連絡先の家族」等に連絡いたします。また、訪問リハビリテーション提供中に容態の変化などがあった場合は、「施設医」又は「かかりつけ医」、「緊急連絡先の家族」等に連絡し指示を仰ぎ、必要性があれば救急車を手配いたします。

10 身分証携行義務

指定訪問リハビリテーション等を行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11 心身の状況の把握

指定訪問リハビリテーション等の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

12 居宅介護支援事業者等との連携

訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成します。

13 サービス提供の記録

- ① サービスの提供日、内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録します。またその記録は、サービス提供を完結した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

14 衛生管理等

- ① サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

15 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定訪問リハビリテーション等に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】	所在地	神奈川県横浜市緑区長津田町 5708
介護老人保健施設ライフプラザ新緑	電話番号	045-924-2200 担当 下田省吾
訪問リハビリテーション	FAX 番号	045-924-2258

【市区町村（保険者）の窓口】 横浜市緑区 高齢・障害支援課	所 在 地 横浜市緑区寺山町 118 電話番号 045-930-2315 FAX 番号 045-930-2310 受付時間 9:00～17:00
横浜市旭区 高齢・障害支援課	所 在 地 横浜市旭区鶴ヶ峰一丁目 4 番地 12 電話番号 045-954-6125 FAX 番号 045-955-2675
横浜市青葉区 高齢・障害支援課	所 在 地 横浜市青葉区市ヶ尾町 31 番地 4 電話番号 045-978-2449 FAX 番号 045-978-2427
横浜市健康福祉局 高齢健康福祉部 介護事業指導課	所 在 地 横浜市中区本町 6-50-10 電話番号 045-671-2356 FAX 番号 045-550-3615 受付時間 8:45～17:15（土日祝・年末年始除く）
【公的団体の窓口】 神奈川県国民健康保険団体連合会 （国保連）苦情相談課	所 在 地 横浜市西区楠町 27-1 電話番号 045-329-3447 FAX 番号 045-317-9959 受付時間 8:30～17:15（土日祝・年末年始除く）

16 従業員の研修機会の確保

事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 6 か月以内
- 二 継続研修 年 2 回

17 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「横浜市指定居宅サービス事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（平成 24 年横浜市条例第 71 号）」に定める第 6 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	神奈川県横浜市緑区長津田町 5708
	法人名	医療法人社団三喜会
	代表者名	鈴木 龍太 印
	事業所名	介護老人保健施設ライフプラザ新緑
	説明者氏名	印

上記内容の説明・同意・交付を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

署名代行者	住所	
	氏名	印

2019.10.1 改訂

2020.1.1 一部改訂

2021.4.1 一部改訂

2023.10.1 一部改訂

2024.6.1 一部改訂

2024.12.25 一部改訂

2025.3.29 一部改訂